

現在飼っている鳥を TSUBASA に引き渡すには (TSUBASA 里親プログラム)

私達は、助けを必要としている全ての鳥のお世話をすることはできないかもしれませんが、全てのお申込みを個々のケースとして真剣に考慮いたします。

TSUBASA は単なるコンパニオンバードの愛護団体ではなく、コンパニオンバードの心身の健康、および「人・鳥・社会の幸せ」を目指す団体です。TSUBASA は、TSUBASA の管理下におかれる鳥達の身体面、精神面、そして環境面の全てにおいてトータル的で世話をします。そして、手放される皆様の大切な鳥さんを引き受ける責任と、覚悟を持ってお世話をしております。

鳥が、新しい里親のもとへ旅立つまでの間あるいは生涯、TSUBASA の保護施設で暮らす事になろうとも、コンパニオンバードにとって最良の選択と環境づくりに努めて参ります。

TSUBASA が鳥を引き取る、他の方法を考える、等など全ての方針は引き渡される個々の鳥と既に TSUBASA で暮らす鳥達にとって何が最良なのかを最優先に考えて決定されます。

<TSUBASA に鳥が来るまでのいくつかの経路>

- ・ 里子プログラムへのお申込み
- ・ 迷子鳥、緊急事態発生時
- ・ 獣医師、アニマルシェルター、他の動物保護団体からの移送

<鳥の引き渡しのために、飼主様に必ず実施していただく事柄>

- ・ TSUBASA スタッフの指示に従った愛鳥の健康診断
- ・ 鳥さんが病気を持っていた場合の治療
- ・ 引取り費用ご請求への同意
- ・ 必要書類のご提出

詳しい引き渡しの流れは、別紙「引取り流れフローチャート」をご覧ください。

引取りのためのご準備は、円滑に最小限の時間と手間に抑えるためにも必ず TSUBASA スタッフの指示に従い、行ってください

<TSUBASA が鳥を引き取るには、下記の条件が考慮されます（緊急時を除く）>

以下の事柄に問題が生じた場合、引取りを実施することが出来ない場合がございます。

- ・ 引き取る鳥の健康診断による、健康状態の証明
- ・ 保護施設の最大収容数は 250 羽
- ・ 検疫室の空き状況

- ・ 引き取る鳥の種類
- ・ 各鳥の履歴を審査し、現在と将来的なニーズを考える
- ・ 健康診断書、契約書、履歴書などの必要書類の提出
- ・ その鳥を安定してお世話出来るだけの、飼主様からの援助・支援金
- ・ 個々の鳥に見合った質の高い生活を、一生涯または TSUBASA で暮らす期間の間、お世話をすることができるか
- ・ 保護施設の収容数やヒト対鳥の比率

<引取り前、施設見学>

原則として、引取りをした鳥の生活は全て TSUBASA に委ねることとなります。

愛鳥さんがどんな所で、どんな暮らしをすることになるのかご納得いただいた状態での引渡しをお勧めしております

そのため、ぜひ一度スタッフ立ち合いの元、施設の見学にお越しください。

通常、ご見学いただけるスペースから検疫室、バックヤードまで全てご確認いただきご納得いただいた上での、引取りを進めさせていただきます。

<引取り時の受け渡し方法>

TSUBASA に鳥が引き取られることになったら、鳥をどのようにして TSUBASA の施設に連れてくるかスタッフと確認してください。基本的には飼主様による持ちこみをお願いしておりますが、他の方法をご希望の方はご相談ください。

<用品やおもちゃの提供について>

新らしく TSUBASA の住人になる鳥にとって、周りに昔から慣れ親しんだ物があると新しい環境にも比較的簡単に馴れるということがあります。

可能であれば今まで使っていた鳥のケージ、水入れ、餌入れやおもちゃをご提供ください。

(注：ケージや用品の中には鳥にとって有害な物もあります。ご提供頂くケージなどにそのような物がある場合はお断りする場合もございますのでご了承ください。)

<引取り費用負担のお願い>

TSUBASA では、鳥を購入いたしません。

飼主様が、TSUBASA に鳥を引き渡すという選択をした時、この鳥の TSUBASA での世話や食事代などに関する経済的援助についてご相談させていただきます。

TSUBASA に引き取られる鳥は、飼主様の無関心や見放しなどにより問題行動をするようになり、虐待のため連れて来られるケースもあります。

TSUBASA は、引取りの理由如何に関わらず、これらの鳥の現在及び未来の生活の負担を負うのは、売買、里親、贈呈、救出などの理由はなんであれ、その鳥を入手した個人に

よって担われるべきだと考えます。

その鳥を手放す理由が、飼主様の命に関わる問題や生活を脅かすものであろうとも、そのコンパニオンバードの幸せのための倫理的責任や経済的責任から免除されるわけではありません。

私達は、緊急事態、人生における大幅な路線変更など、様々な問題が起こりえる事を理解しています。私達は、私達の能力の範囲以内で、飼主様と飼い鳥を助ける努力をします。

TSUBASA は会費、寄付金や他の財政支援により活動を行い TSUBASA の管理下にある鳥達の世話をしている事をご理解ください。

<検疫室について>

TSUBASA で鳥が引き取られる場合、まずは検疫室に入ります。検疫期間は最短 45 日間とされています。

この期間中に TSUBASA のスタッフは鳥を知ることができ、その鳥の食事の好み、遊び、運動や睡眠の量、他の鳥との接し方や人との接し方を観察し、新しい環境や既に TSUBASA で暮らす鳥達との間に支障がないかを判断します。

検疫期間は、病気を他の鳥にうつさない・他の鳥からもらわないための期間でもあります。他の鳥のいない、他の鳥とは空気の交わらない場所を検疫室とし、検疫後スタッフは施設に戻る前に徹底した消毒を行います。

検疫期間中のお世話は、実務経験 1 年以上のスタッフのみが担当いたします。

なお、検疫期間中に環境の変化で鳥が食事をしない・体調が急変する等の場合があります。鳥の生命を脅かすような事態が発生した場合に限り、一時的に元飼主様宅への帰還をお願いする場合がございます。

<引取り後の暮らしについて>

TSUBASA では、個々の鳥に合った最良の出来る限りの生活を提供していきます。

その中で、里親会に参加させる時期やお世話をする部屋の決定は TSUBASA で行います。

ご希望は承っておりませんので、ご了承ください。

<引き渡し後のルール>

- ・ TSUBASA の引取り制度は、飼主様の所有権放棄の制度であり再引取りは原則行わない。
- ・ 鳥の心のケアのため、手放した鳥にお会いいただく事はできません。
- ・ TSUBASA で暮らし始めてからの状況について、一切 TSUBASA からはご報告をいたしません。死亡時、新しい里親決定時も同様です。